

西都市住宅等除却事業補助金

地域の良好な居住環境の確保に資するため、市内に存する住宅等を除却する所有者等に対し、費用の一部を補助します。

事業概要

※「西都市住宅等除却事業補助金交付要綱」による。

【補助対象建築物】

- ・昭和56年5月31日以前に建築されたものであること
- ・住宅等の所有者が、個人であること
- ・所有権以外の権利が設定されていないこと
- ・他の補助金の交付対象となっていないこと

【除却後の跡地について】

- ・除却後、3年を経過しないうちに、建築物の新築等、売買等、営利を目的とする事業に使用するなど活用する予定がないこと
- ・適正な管理を行うこと

【補助対象者】

- ・補助対象建築物の所有権を有する者
- ・共有者又はその他権利を有する者から補助対象建築物の除却について同意を得た者
- ・借地に所在する住宅等の場合は、借地の所有者等に除却について同意を得た者
- ・暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む）又は関係者でない者
- ・西都市の税金を滞納していない者

【補助対象事業】

- ・補助対象建築物を除却し、その敷地内を更地にする工事であること
- ・市内の施工業者が行う工事であること
- ・交付決定通知書を受けた後に着手する工事であること
- ・年度内に終了する工事であること

【補助対象経費】

- ・住宅等の解体、撤去及び処分並びに解体後の土地の整備に要する費用（住宅等本体に附属しない工作物等は含まない）

【補助金額】

- ・補助対象経費の3分の1以内とし、60万円を限度として補助します（千円未満切捨て）

◆事前相談◆

補助対象建築物や補助対象者等の補助要件の確認及び提出書類等のご案内のため、事前の相談をお願いします。

（受付窓口） 西都市生活環境課 市民生活係 （西都市役所2階）

電 話：0983（43）1589

受付時間：8時30分から17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）